

## 第26号議案関係資料

### 「品川区立区民住宅条例の一部を改正する条例」および 「品川区民住宅条例施行規則の一部を改正する規則」について

#### 1 改正理由

区民住宅のうち借上型区民住宅に区分される「八幡勝壺番館」および「ファミリー大井（借上型区民住宅5戸）」においては、借上げ期間を20年として区と家主との間で建物賃貸借契約を締結しており、それぞれの借上げ満了日は、「八幡勝壺番館」にあつては平成29年4月30日、「ファミリー大井（借上型区民住宅5戸）」にあつては平成29年9月30日である。

各区民住宅において借上げ期間満了日以降は、家主と使用者世帯との賃貸借契約に移行する。これにより、各区民住宅は公の施設としての地位を失うこととなる。

本件は、公の施設としての位置付けを廃止するため、条例および規則に記載する必要がなくなったことから、該当部分を削除するものである。

#### 2 改正内容

- (1) 本条例別表（第3条関係）に記載されている区民住宅の名称、所在地、戸数等から「八幡勝壺番館」および「ファミリー大井（借上型区民住宅5戸）」の項目を削除する。
- (2) 本条例施行規則別表第1（第10条関係）および別表第3（第12条関係）に記載されている区民住宅の名称、専用面積、使用料等から「八幡勝壺番館」の項目を削除する。

#### 3 新旧対照表

別紙のとおり。

#### 4 施行期日

##### (1) 条例

「八幡勝壺番館」においては平成29年5月1日から、「ファミリー大井（借上型区民住宅5戸）」においては平成29年10月1日から、それぞれ施行する。

##### (2) 規則

「八幡勝壺番館」においては平成29年5月1日から施行する。

新旧対照表

○品川区立区民住宅条例

新				旧			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
名称	所在地	戸数	種別	名称	所在地	戸数	種別
ファミリー西品川	東京都品川区西品川一丁目16番2号	19戸	建設型区民住宅	ファミリー西品川	東京都品川区西品川一丁目16番2号	19戸	建設型区民住宅
ファミリー小山	東京都品川区小山三丁目12番15号	19戸	建設型区民住宅	ファミリー小山	東京都品川区小山三丁目12番15号	19戸	建設型区民住宅
ファミリー大井	東京都品川区大井一丁目14番1号	17戸	建設型区民住宅	ファミリー大井	東京都品川区大井一丁目14番1号	17戸	建設型区民住宅
		(削除)	(削除)			5戸	借上型区民住宅
ファミリー旗の台	東京都品川区旗の台五丁目13番9号	17戸（単身者向け住宅5戸を含む。）	建設型区民住宅	ファミリー旗の台	東京都品川区旗の台五丁目13番9号	17戸（単身者向け住宅5戸を含む。）	建設型区民住宅
ファミリー南大井	東京都品川区南大井五丁目19番9号	56戸（単身者向け住宅6戸を含む。）	建設型区民住宅	ファミリー南大井	東京都品川区南大井五丁目19番9号	56戸（単身者向け住宅6戸を含む。）	建設型区民住宅
ファミリー下神明	東京都品川区西品川一丁目20番16号	132戸	建設型区民住宅	ファミリー下神明	東京都品川区西品川一丁目20番16号	132戸	建設型区民住宅
ファミリー西五反田西館	東京都品川区西五反田三丁目6番7号	98戸	建設型区民住宅	ファミリー西五反田西館	東京都品川区西五反田三丁目6番7号	98戸	建設型区民住宅
ファミリー西五反田東館	東京都品川区西五反田三丁目6番38号	400戸	建設型区民住宅	ファミリー西五反田東館	東京都品川区西五反田三丁目6番38号	400戸	建設型区民住宅
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	八幡勝壺番館	東京都品川区西中延二丁目18番16号	37戸	借上型区民住宅
アイルサイドテラス	東京都品川区東品川一丁目32番3号	47戸	借上型区民住宅	アイルサイドテラス	東京都品川区東品川一丁目32番3号	47戸	借上型区民住宅
ロビン成田	東京都品川区荏原七丁目10番4号	16戸	借上型区民住宅	ロビン成田	東京都品川区荏原七丁目10番4号	16戸	借上型区民住宅

本表…全部改正〔平成6年条例30号〕、一部改正〔平成7年条例17号・28号・8年29号・44号・48号・9年19号・24号・30号・10年37

本表…全部改正〔平成6年条例30号〕、一部改正〔平成7年条例17号・28号・8年29号・44号・48号・9年19号・24号・30号・10年37

新	旧
号・11年32号・14年29号・15年26号・24年51号・26年30号・27年28号]	号・11年32号・14年29号・15年26号・24年51号・26年30号・27年28号]

新旧対照表

○品川区立区民住宅条例施行規則

新			旧		
別表第1 (第10条関係)			別表第1 (第10条関係)		
名称	専用面積	使用料	名称	専用面積	使用料
ファミリー西品川	60平方メートル未満	165,600円	ファミリー西品川	60平方メートル未満	165,600円
ファミリー小山	60平方メートル未満	165,000円	ファミリー小山	60平方メートル未満	165,000円
		(屋根裏収納あり) 175,000円			(屋根裏収納あり) 175,000円
ファミリー大井	56.93平方メートル	147,000円	ファミリー大井	56.93平方メートル	147,000円
	58.24平方メートル	151,000円		58.24平方メートル	151,000円
	59.95平方メートル	155,000円		59.95平方メートル	155,000円
	61.43平方メートル	159,000円		61.43平方メートル	159,000円
	66.77平方メートル	173,000円		66.77平方メートル	173,000円
	69.95平方メートル	181,000円		69.95平方メートル	181,000円
ファミリー旗の台	27.45平方メートル (単身者向け住宅)	82,000円	ファミリー旗の台	27.45平方メートル (単身者向け住宅)	82,000円
	53.83平方メートル	134,000円		53.83平方メートル	134,000円
	57.90平方メートル	144,000円		57.90平方メートル	144,000円
ファミリー南大井	60平方メートル未満 (単身者向け住宅)	72,000円	ファミリー南大井	60平方メートル未満 (単身者向け住宅)	72,000円
	60平方メートル以上	128,000円		60平方メートル以上	128,000円
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>八幡勝壺番館</u>	<u>60平方メートル以上</u>	<u>145,000円</u>
アイルサイドテラス	60平方メートル以上	168,000円	アイルサイドテラス	60平方メートル以上	168,000円
ロビン成田	63.80平方メートル	144,000円	ロビン成田	63.80平方メートル	144,000円
	69.05平方メートル	156,000円		69.05平方メートル	156,000円
本表…全部改正〔平成6年規則47号〕、一部改正〔平成7年規則32号・41号・58号・8年26号・59号・74号・9年29号・48号・64号・10年66号・11年60号・17年41号・22年47号・26年34号〕			本表…全部改正〔平成6年規則47号〕、一部改正〔平成7年規則32号・41号・58号・8年26号・59号・74号・9年29号・48号・64号・10年66号・11年60号・17年41号・22年47号・26年34号〕		

新				旧			
別表第3 (第12条関係)				別表第3 (第12条関係)			
名称	専用面積	使用者負担額		名称	専用面積	使用者負担額	
ファミリー西品川	60平方メートル未満	ア	85,100円	ファミリー西品川	60平方メートル未満	ア	85,100円
		イ	102,100円			イ	102,100円
		ウ	122,500円			ウ	122,500円
ファミリー小山	60平方メートル未満	ア	86,800円	ファミリー小山	60平方メートル未満	ア	86,800円
		イ	112,500円			イ	112,500円
		ウ	139,300円			ウ	139,300円
		(屋根裏収納あり)				(屋根裏収納あり)	
		ア	92,300円			ア	92,300円
		イ	119,500円			イ	119,500円
		ウ	148,000円			ウ	148,000円
ファミリー大井	56.93平方メートル	ア	90,300円	ファミリー大井	56.93平方メートル	ア	90,300円
		イ	123,000円			イ	123,000円
		ウ	147,000円			ウ	147,000円
	58.24平方メートル	ア	92,400円		58.24平方メートル	ア	92,400円
		イ	125,800円			イ	125,800円
		ウ	151,000円			ウ	151,000円
	59.95平方メートル	ア	95,100円		59.95平方メートル	ア	95,100円
		イ	129,500円			イ	129,500円
		ウ	155,000円			ウ	155,000円
	61.43平方メートル	ア	97,500円		61.43平方メートル	ア	97,500円
		イ	132,700円			イ	132,700円
		ウ	159,000円			ウ	159,000円
	66.77平方メートル	ア	105,900円		66.77平方メートル	ア	105,900円
		イ	144,200円			イ	144,200円
ウ		173,000円	ウ	173,000円			
69.95平方メートル	ア	111,000円	69.95平方メートル	ア	111,000円		
	イ	151,100円		イ	151,100円		
	ウ	181,000円		ウ	181,000円		
ファミリー旗の台	27.45平方メートル (単身者向け住宅)	ア	50,100円	ファミリー旗の台	27.45平方メートル (単身者向け住宅)	ア	50,100円
		イ	68,300円			イ	68,300円

新			旧		
		ウ 82,000円			ウ 82,000円
	53.83平方メートル	ア 82,000円 イ 111,600円 ウ 134,000円		53.83平方メートル	ア 82,000円 イ 111,600円 ウ 134,000円
	57.90平方メートル	ア 88,000円 イ 120,000円 ウ 144,000円		57.90平方メートル	ア 88,000円 イ 120,000円 ウ 144,000円
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除) (削除)</u> <u>(削除) (削除)</u> <u>(削除) (削除)</u>	八幡勝老番館	60平方メートル以上	ア 95,200円 イ 116,600円 ウ 145,000円

備考 この表においてア、イおよびウは、それぞれ所得の区分を示し、その区分は次のとおりとする。

- 1 建設型区民住宅に係る区分は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) アとは、使用者世帯の所得額が259,000円以下をいう。
  - (2) イとは、使用者世帯の所得額が259,001円以上350,000円以下をいう。
  - (3) ウとは、使用者世帯の所得額が350,001円以上487,000円以下をいう。
- 2 借上型区民住宅等に係る区分は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) アとは、使用者世帯の所得額が322,000円以下をいう。
  - (2) イとは、使用者世帯の所得額が322,001円以上445,000円以下をいう。
  - (3) ウとは、使用者世帯の所得額が445,001円以上601,000円以下をいう。

本表…全部改正〔平成7年規則58号〕、一部改正〔平成8年規則26号・46号・59号・74号・9年29号・48号・64号・11年60号〕、旧別表2…繰下〔平成15年規則6号〕、本表…一部改正〔平成17年規則41号・21年40号〕、本表…一部改正・旧別表3…繰下〔平成22年規則47号〕、本表…一部改正・旧別表4…繰上〔平成26年規則34号〕

備考 この表においてア、イおよびウは、それぞれ所得の区分を示し、その区分は次のとおりとする。

- 1 建設型区民住宅に係る区分は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) アとは、使用者世帯の所得額が259,000円以下をいう。
  - (2) イとは、使用者世帯の所得額が259,001円以上350,000円以下をいう。
  - (3) ウとは、使用者世帯の所得額が350,001円以上487,000円以下をいう。
- 2 借上型区民住宅等に係る区分は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) アとは、使用者世帯の所得額が322,000円以下をいう。
  - (2) イとは、使用者世帯の所得額が322,001円以上445,000円以下をいう。
  - (3) ウとは、使用者世帯の所得額が445,001円以上601,000円以下をいう。

本表…全部改正〔平成7年規則58号〕、一部改正〔平成8年規則26号・46号・59号・74号・9年29号・48号・64号・11年60号〕、旧別表2…繰下〔平成15年規則6号〕、本表…一部改正〔平成17年規則41号・21年40号〕、本表…一部改正・旧別表3…繰下〔平成22年規則47号〕、本表…一部改正・旧別表4…繰上〔平成26年規則34号〕